

登米市地域防災計画 【原子力災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考				
2	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的（略）</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1 登米市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、登米市の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。</p> <p>市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ複合災害</p> <hr/> <p>などの不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第3節及び第4節（略）</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的（略）</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1 登米市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画</p> <p>この計画は、登米市の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。</p> <p>市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ複合災害（<u>同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象</u>）</p> <p>などの不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第3節及び第4節（略）</p>	<p>▶ 「防災基本計画」の修正</p>				
15	<p>第5節 計画の基礎とすべき災害の想定（略）</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 緊急事態における判断基準（略）</p> <p>（1）略</p> <p>（2）運用上の介入レベル（略）</p> <p>表1-5-2 緊急事態区分とEALの枠組み</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第5節 計画の基礎とすべき災害の想定（略）</p> <p>1及び2（略）</p> <p>3 緊急事態における判断基準（略）</p> <p>（1）略</p> <p>（2）運用上の介入レベル（略）</p> <p>表1-5-2 緊急事態区分とEALの枠組み</p> <p>（略）</p> <p><u>原子炉の運転等のための施設（原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた原子炉の運転等のための施設）に適用される基準</u></p> <table border="1" data-bbox="1409 1749 2546 1843"> <tr> <td>緊急事態区分 分類</td> <td>警戒事態 (Alert)</td> <td>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</td> <td>全面緊急事態 (General Emergency)</td> </tr> </table>	緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)	<p>▶ 1号炉冷却告示 該当に対応した 基準</p>
緊急事態区分 分類	警戒事態 (Alert)	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	全面緊急事態 (General Emergency)				

登米市地域防災計画 【原子力災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後		備考		
		<p><u>外的事象及び その他事象</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該原子力事業所所 在市町において、震度 6弱以上の地震が発 生した場合。 ・当該原子力事業所所 在市町沿岸を含む津 波予報区において、大 津波警報が発表され た場合。 ・オンサイト統括が警 戒を必要と認める当 該原子炉施設の重要 な故障等が発生した 場合。 ・その他原子炉施設以 外に起因する事象が 原子炉施設に影響を 及ぼすおそれがある ことを認知した場合 など委員長又は委員 長代行が警戒本部の 設置が必要と判断し た場合。 	<p>その他原子炉の運転 等のための施設以外 に起因する事象が原 子炉の運転等のため の施設に影響を及ぼ すおそれがあること 等放射性物質又は放 射線が原子力事業所 外へ放出され、又は放 出されるおそれがあ り、原子力事業所周 辺において、緊急事態 に備えた防護措置の準 備及び防護措置の一 部の実施を開始する 必要がある事象が発 生すること。</p>	<p>その他原子炉の運転 等のための施設以外 に起因する事象が原 子炉の運転等のため の施設に影響を及ぼ すこと等放射性物質 又は放射線が異常な 水準で原子力事業所 外へ放出され、又は放 出されるおそれがあ り、原子力事業所周 辺の住民の避難又は屋 内退避を開始する必 要がある事象が発生 すること。</p>	
		<p><u>周辺監視区 域 放射線量率</u></p>	<p>原子力事業所に設置さ れたモニタリングポ スト又は周辺に設置さ れたモニタリングステ ーション等により 1 μSv/h 以上を検出※</p>	<p>原子力事業所の区域 の境界付近等におい て原災法第10条に 基づく通報の判断基 準として政令等で定 める基準以上の放射 線量又は放射性物質 が検出された場合(事 業所外運搬に係る場 合を除く。)</p>	<p>原子力事業所の区域 の境界付近等におい て原災法第15条に 基づく緊急事態宣言 の判断基準として政 令等で定める基準以 上の放射線量又は放 射性物質が検出され た場合(事業所外運搬 に係る場合を除く。)</p>	
		<p><u>周辺監視区 域 放射性物質 濃度等</u></p>		<p>排気筒、排水口その他 これらに類する場所 において、原子力事業 所の境界付近に達し た場合に前項の線量 に相当するとして定 める放射能水準に至 った場合</p>	<p>左記の場所において、 原子力事業所の境界 付近に達した場合に 前項の線量に相当す るとして定める放射 能水準に至った場合</p>	
	<p>※ 警戒事態に相当する事象（警戒事態等）として設定するもの</p>					

登米市地域防災計画 【原子力災害対策編】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）					修正後					備考
16	5-3 運用の介入レベル					表1-5-3 運用の介入レベル					
	基準の種類	基準の概要		初期設定値※1		基準の種類	基準の概要		初期設定値※1		
		防護措置の概要					防護措置の概要				
	緊急防護措置	OIL1	(略)		(略)	緊急防護措置	OIL1	(略)		(略)	
			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)					数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む) <u>甲状腺の被ばく線量を推定するために行う測定(以下「甲状腺被ばく線量モニタリング」という。)を実施。</u>			
	緊急防護措置	OIL4	(略)		(略)	緊急防護措置	OIL4	(略)		(略)	
			避避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に <u>簡易除染</u> 等を実施。					避避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に <u>簡易な方法による除染(以下「簡易除染」という。)</u> 等を実施。			
	早期防護措置	OIL2	(略)		(略)	早期防護措置	OIL2	(略)		(略)	
			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。					1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 <u>甲状腺被ばく線量モニタリングを実施。</u>			
	飲食物摂取制限	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	
(略)			(略)	(略)	(略)						
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

▶ 原子力災害対策指針の改正を反映

▶ 記述の適正化

▶ 原子力災害対策指針の改正

登米市地域防災計画 【 原子力災害対策編 】 新旧対照表

頁	現行（令和4年4月）	修正後	備考																
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第6節及び第6節の2 (略)</p>		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第6節及び第6節の2 (略)</p>		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)																
	(略)	(略)	(略)																
	(略)	(略)	(略)																
	(略)	(略)	(略)																
24	<p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 (略) 1から7まで (略) 8 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>9から10まで (略)</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略) ソフトバンク株式会社	(略)	<p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 (略) 1から7まで (略) 8 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) ソフトバンク株式会社 <u>楽天モバイル株式会社</u></td> <td>(略) <u>通信の確保に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>9から10まで (略)</p>	機関の名称	事務又は業務の大綱	(略) ソフトバンク株式会社 <u>楽天モバイル株式会社</u>	(略) <u>通信の確保に関すること。</u>	<p>➤ 「県地域防災計画」指定公共機関の追加</p>								
機関の名称	事務又は業務の大綱																		
(略) ソフトバンク株式会社	(略)																		
機関の名称	事務又は業務の大綱																		
(略) ソフトバンク株式会社 <u>楽天モバイル株式会社</u>	(略) <u>通信の確保に関すること。</u>																		
	<p>第2章 原子力災害事前対策</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策</p>																	
40	<p>第1節から第5節まで (略) 第6節 緊急事態応急体制の整備 (略) 1から3まで (略) 4 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制 (1) 原子力災害合同対策協議会の設置 市は、原災法第15条に<u>基づく</u> 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条<u>により</u>、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置する。 (2) 原子力災害合同対策協議会の構成員 <u>原子力災害合同対策協議会は、国の原子力災害現地対策本部長及び県の現地災害対策本部長並びに関係市町及び原子力事業者の代表者等から権限を委任された者から</u> 構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「量子科学技術研究開発機構」という。)、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「日本原子力研究開発機構」という。)等の専門家が必要</p>	<p>第1節から第5節まで (略) 第6節 緊急事態応急体制の整備 (略) 1から3まで (略) 4 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制 (1) 原子力災害合同対策協議会の設置 市は、原災法第15条に<u>規定する</u> 内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条<u>の規定</u>により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置する。 (2) 原子力災害合同対策協議会の構成員 <u>国の現地対策本部長、県の現地災害対策本部長、関係市町の各々の災害対策本部の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により</u> 構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「量子科学技術研究開発機構」という。)、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「日本原子力研究開発機構」という。)等の専門家が必要に</p>	<p>➤ 記述の適正化</p> <p>➤ 記述の適正化</p>																

